

霧島市第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 策定支援業務委託 仕様書

1 委託業務名

霧島市第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定支援業務委託

2 業務の目的

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に定める市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項に定める市町村介護保険事業計画で、3年を1期として策定するものであり、令和3年3月に策定した「霧島市第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の見直しを行うものである。

なお、計画策定に当たっては、介護保険法等の関係法令及び国の定める基本指針等に即し、また、本市の上位計画となる「第二次霧島市総合計画」の基本方針や各関係計画との施策の方向性の整合性をもって作成するものとする。

3 委託期間

契約締結日(令和5年6月頃)から令和6年3月29日まで

4 委託業務内容

(1) 霧島市第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の検証

以下の項目に係る評価・分析・課題の抽出

- ① 第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の運営全般
- ② 基本目標・重点施策
- ③ 高齢者福祉計画における各種施策
- ④ 地域支援事業における各種の取組
- ⑤ 介護サービスの利用状況及び介護保険給付費
- ⑥ 介護認定状況(認定者数・認定率・要介護度等)
- ⑦ 日常生活圏域における介護サービスの状況
- ⑧ ①から⑦を踏まえ、次期計画に向けて真に解決すべきものの課題整理

(2) 課題解決支援

高齢者等実態調査の結果及び第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の検証で明らかになった課題を解決するための支援

- ・国や県の高齢者福祉制度や介護保険事業制度をめぐる制度改正の動向や情報を反映した施策提案等
- ・受託者が保有する人材・ノウハウ・強み、経験値(過去に受託した計画策定業務等の経験等)を活用した助言や施策提案等
- ・他市における先進事例や成功事例に基づく助言や施策提案等
- ・その他、課題の解決に有効と思われる支援

(3) 各種推計（日常生活圏域単位別の推計を含む）

- ① 人口等の推計
総人口、高齢者人口、被保険者数、認定者数、認知症高齢者数等
- ② 介護サービス利用者等の推計
- ③ 介護サービス必要量の推計
 - ・高齢者等実態調査の結果等に基づく介護サービスの必要量
 - ・地域密着型サービス事業所の必要整備数や高齢者向け住まいの必要数
- ④ 地域支援事業に係る分析及び推計
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業や一般介護予防事業、その他、地域支援事業の現状分析
 - ・地域支援事業の対象者や地域支援事業費の推計
- ⑤ 第1号被保険者の保険料額の推計

(4) 計画案の策定

現状分析結果、霧島市高齢者施策委員会及び霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会、パブリックコメント、委託者等の意見等を踏まえた計画案の策定

(5) 霧島市高齢者施策委員会等への参画と運営支援

- ・必要に応じて、霧島市高齢者施策委員会（年4回程度開催予定）、霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会（年3回程度開催予定）等へ出席し、説明や議事録の作成を行うこと。
- ・他市町村（モデル事業の先進事例含む）の情報収集及び資料作成

(6) 成果品

- ① 霧島市第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画書
1部（A4版、表紙カラー、中身モノクロ、180ページ程度）
同内容の電子データ1部（CD-R）※ファイル形式：PDF、Word
- ② 霧島市第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画書の概要版
同内容の電子データ1部（CD-R）※ファイル形式：PDF、Word

5 スケジュール

時期（予定）	内 容
令和5年6月初旬	・計画策定支援業務委託事業者選定及び契約
令和5年6月	・高齢者実態調査、第8期計画等の現状分析及び課題の抽出
令和5年7月	・第1回霧島市高齢者施策委員会
令和5年8月	・第1回霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会
令和5年10月	・第2回霧島市高齢者施策委員会

令和 5 年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案の完成 ・ 第 2 回霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会
令和 5 年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 回霧島市高齢者施策委員会 (計画素案の協議)
令和 6 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの実施 (計画最終案の作成)
令和 6 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 回霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会 (計画最終案の協議)
令和 6 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 回霧島市高齢者施策委員会 (計画策定案の承認、公表)

6 注意事項

- 本業務の履行に当たっては、委託者と綿密な協議及び連絡を行い進めること。
- 本業務の履行に当たっては、業務に精通した経験者を業務責任者とする。
- 受託者は、個人情報の保護に関する法律や、霧島市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を委託者の許可なく、第三者に委託してはならない。
- 本業務の履行に当たり必要となる資料等については、その都度、委託者から提供する。受託者は、提供された資料について十分な注意を払って保管し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、提供を受けた資料等は、契約期間終了後すべて返却する。
- 受託者から引渡しを受けた成果品に関する権利は、一切委託者に帰属するものとする。
- 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

7 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。